

10/21(金)の発表

報道発表資料の配付日時 10月21日(金) 10時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 住民監査請求に係る監査の結果について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>次の住民監査請求に係る監査結果について、令和4年10月20日(木)に開催された監査委員会議において、別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 件名 「故安倍晋三国葬儀」に北海道知事及び北海道議会議長が出席・参列するに際して、公金支出の差止めなどの措置を求める住民監査請求に関する件</p> <p>2 請求人 請求人代表 札幌市 池田賢太氏 ほか12名</p> <p>3 請求日 令和4年8月19日付け</p> <p>4 監査結果 北海道が行った「故安倍晋三国葬儀」出席に係る旅費等の支出について、違法又は不当は認められず、請求人の主張には、理由がないものと判断し、本請求は、これを棄却する。</p> <p>5 その他 監査結果については、本日付けで北海道公報に登載するとともに、監査委員事務局総括監査課、総務部行政局文書課行政情報センター及び石狩振興局を除く各（総合）振興局の行政情報コーナーに備え置いているほか、監査委員事務局のホームページ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/a0000/) からも閲覧することができます。</p> | | |
| 参考 | | | |

| | | |
|-------------------------|--------------|------|
| 報道(取材) に当たって のお願い | | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付 同時レク | (場所) |

| | |
|-------------|--|
| 担当 (連絡先) | 監査委員事務局総括監査課(担当者:橋本、千葉) TEL ダイヤルイン 011-204-5638 |
|-------------|--|

北海道監査委員事務局

住民監査請求監査結果の概要

「故安倍晋三国葬儀」に北海道知事及び北海道議会議長が出席・参列するに際して、公金支出の差止めの措置及び損害の補填を求める住民監査請求

| | |
|------------|--|
| 請求人 | 札幌市 請求人代表 池田賢太 ほか12名 |
| 請求人の主張する事実 | <ol style="list-style-type: none">国葬儀の実施は、憲法第14条、第19条、第20条、第20条第3項、第21条、第89条に違反する。国葬を行う具体的な法律根拠がないことは、「法律による行政の原理」に反し違法である。国葬への知事等の出席や公費の支出は地方自治法第2条第2項に違反する違法な行為である。安倍元首相の「実績」は肯定的に評価することなどできないので、本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することは不适当である。 |
| 請求人の求める措置 | <ul style="list-style-type: none">本件国葬に北海道知事及び北海道議会議長が出席・参列するに際して北海道知事が公金を支出することの差止めの措置及び損害補填の措置を求める。 |
| 監査の結果 | <ul style="list-style-type: none">本請求については、これを棄却する。 |
| 監査委員の判断 | <ul style="list-style-type: none">上記「請求人の主張する事実」の1及び2について 国の「国葬儀の実施決定」という非財務会計行為は、旅費等の支出という道の財務会計行為に影響を与える先行行為と捉えることができないため、監査委員としては、国が決定し主催した本件国葬に関し、請求人が主張する事実に対し、憲法各条文や内閣府設置法に照らして違法か否かを判断することはしない。上記「請求人の主張する事実」の3について 知事らが国の実施による国葬に参列した行為が社会通念上儀礼の範囲を逸脱し、普通地方公共団体の事務に該当しないとは考えられないため、知事らの旅行命令等が違法であるとはいえない。また、知事らが国葬に出席したり、公費を支出する行為は、「地方公共団体の事務」のうちの「地域における事務」と認められることから、それらが、法律、政令に規定されていないことをもって、違法ということもできない。上記「請求人の主張する事実」の4について 評価自体は地方自治法第242条に定める違法若しくは不当な財務会計行為の原因には当たらないため、本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することが不适当であるということはいえない。地方自治法第242条第1項に定める「公金の支出」自体の違法又は不當について、検討を行った結果、旅費等支出に係る手続については適正であると認められる。 <p>(まとめ) 北海道が行った本件国葬出席に係る旅費等の支出について、違法又は不當は認められず、請求人の主張には、理由がないものと判断する。</p> |